指定放課後等デイサービス事業運営規程

【まんなか】

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人ダブルエッチジェー(以下「事業者」という。)が設置するまんなか(以下「事業所」という。)において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。)第２１条の５の６第１項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。)の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者(以下「障害児等」という。)の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

二　事業所の従事者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児等に対し、支援を必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

三　事業者はその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

四　前三項のほか、事業者は児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第71号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　多機能型事業所(生活介護　放課後等デイサービス)

名称　　ふれあいの杜まんなか

所在地　碧南市若松町三丁目１０５番

二　放課後等デイサービス

名称　　まんなか

所在地　碧南市若松町三丁目１０５番

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者　１人（常勤職員　児童発達支援管理責任者と兼務。）

※多機能事業所「ふれあいの杜まんなか」管理者及び短期入所事業所「まんなか」管理者と兼務

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

二　児童発達支援管理責任者　１人（常勤職員　管理者と兼務）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

（ア）適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

（イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成すること。

（ウ）　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求める。

（エ）通所支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

（オ）通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上（⇒計画の見直しは、少なくとも６月に１回以上必要）、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。

（カ）利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

（キ）障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討し、必要な支援を行うこと。

（ク）他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。

三　児童指導員　４人（常勤兼務３名、非常勤専従１名）

通所支援計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日：月曜日から金曜日までの毎日とする。ただし、国民の休日、１２月２９日から１月３日まで、**及び理事長が認めた特別休暇**を除く。

二　営業時間：午前１０時００分から午後７時００分までとする。

ただし、祝日、長期休暇等の学校休業日は午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

三　サービス提供日は月曜日から金曜日とする。

四　サービス提供時間は、放課後利用日：午後１４時３０分から午後１７時３０分までとする。

学校休業日：午前１０時から午後１６時までとする。

（指定放課後等デイサービスの利用定員）

第６条　当事業所における利用定員は、１０人とする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第７条　（１）　障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害児を含む）及び難病等対象者）

（指定放課後等デイサービスの内容）

第８条　事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

一　日常生活訓練

日常生活動作、歩行、軽スポーツ等

二　集団生活適応訓練

会話、手話、点字、パソコン操作等

三　創作的活動

絵画、工作、園芸、音楽活動等

四　更生相談

医療、福祉、生活の相談等

五　介護方法の指導

家族等に対する介護技術指導等

六　健康指導

健康チェック、健康相談

七　介護サービス

更衣、排泄等の身体介助

八　送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行う。

２　前項に規定するもののほか、給食サービスを行うものとする。

（保護者から受領する費用の種類及びその額）

第９条　指定放課後等デイサービスを提供した場合の利用料の額は、子ども家庭庁長官が定める基準によるものとし、当該指定放課後等デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、各市町村が保護者の家計の負担能力等をしん酌して定める額とする。ただし、基準により算定した費用の額の１割に相当する額が低い場合には、当該相当する額とする。

一　その他の費用の額は、次のとおりとする。

１　創作的活動に係る材料費及び外出活動にかかる交通費１回につき実費

２　給食サービスの提供に関する費用

１回につき６５０円　（材料費３５０円、管理費３００円）

３　前号に掲げるもののほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障害児の保護者に負担させることが適当と認められる費用

二　前二項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

三　第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする

四　事業所は、指定児童発達支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から５年間保存するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、碧南市、西尾市、高浜市区域とする。但し、事業実施区域以外からの受け入れも可能なものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１１条　障害児が指定放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

１　感染症対策において、他者に感染する疾病にかかった場合、医師の指示に従うこと。

２　室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

３　貴重品は自己の責任において管理すること。

４　宗教、政治及び営利活動を他の利用者に行わないこと。

（利用者負担額等に係る管理）

第１２条　事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に事業所が提供する指定障害児通所支援及び他の指定障害児通所支援等を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援及び他の指定障害児通所支援等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第24条に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　従業者は、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児の病状の急変、そ

の他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

二　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

三　指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る指定障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

四　指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第１４条　指定放課後等デイサービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

２　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（契約時の文書の交付）

第１５条　保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

二　契約締結に際しては、提供する指定放課後等デイサービスの内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

（衛生管理）

第１６条　従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

（重要事項の掲示）

第１７条　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

（秘密保持）

第１８条　従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

二　従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

（苦情解決）

第１９条　提供した指定放課後等デイサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の22第1項の規定により愛知県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは文書その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して愛知県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、愛知県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

第２０条　障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

二　サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

三　当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第２１条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

三前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束等の禁止）

第２２条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

二　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

三　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（個人情報の保護）
第２３条　事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
二　職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
三　職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
四　事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（職場におけるハラスメントの防止）
第２４条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）
第２５条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
二　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
三　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営に関する重要事項）
第２６条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
（１）採用時研修　採用後３カ月以内
（２）継続研修　年１回
２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
３　事業所は、障害児等に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から５年間保存するものとする。
４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ダブルエッチジェーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成２６年３月１日から施行する。

この規定の一部を改訂し、令和３年４月１日から施行する。

この規定の一部を改訂し、令和４年４月１日から施行する。

この規定の一部を改訂し、令和８年４月１日から施行する。